

平成29年度屋久島町特定有人国境離島地域社会維持交付金事業（滞在型観光促進業務委託）仕様書

1. 摘要

本仕様書は、屋久島町が特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の採択を受けて実施する平成29年度屋久島町滞在型観光促進事業にかかる業務委託に適用する。

専門家の知見やノウハウ等を活用し、客観的立場からの分析と課題の抽出を行い事業効果が高く実現可能な施策の提案を行う。

なお、業務内容は、下記のとおり最低限必要な要件を提示し、業務の詳細については事業者の提案を基に協議の上決定する。

2. 業務の目的

屋久島の観光の形態は、主に縄文杉、白谷雲水峡などの登山観光がメインで、行程も2泊3日（移動日・登山・移動日）が主流となっている。また、入込客数は、交通費の高止まり、交通ダイヤの不便さ、アクセス手段の制限によって減少している。

この屋久島特有の課題を解決するためには、離島特有の魅力である山・川・海のフィールドを活用した自然体験の提供に併せて、人が自然と関わり共生してきた生活文化の魅力を提供することで、複数泊の観光形態の定着、旅行機会の増加につなげる可能性が高いと思われる。

本業務では、地域特性を生かした体験、郷土芸能や地域文化、地域住民が参加するおもてなしなどを生み出し、「もう一泊したい」と思わせる旅行、登山を目的としない客層が屋久島時間を満喫できる旅行商品の造成を支援する。

また、商品の内容説明や募集PR、旅行商品化、来島を促す映像等の作成及び活用を行う。

3. 委託契約期間

契約締結の日から平成30年3月10日まで

4. 委託業務内容

(1) 企画・開発費【旅行商品の企画】

屋久島において、旅行者に「もう一泊」の滞在を促す効果のある滞在型プラン等のほか、登山を目的としない客層を誘客するなど企画・開発するため、素材となる体験、食、宿などの調査し、地域特性を生かし、旅行ニーズを考慮した商品を造成する。

この取り組みにより、継続的に募集可能な商品の造成を確実にするとともに、市場の開拓、受け入れ側の質の向上、観光事業者だけでなく幅広い主体の参加を図ることも取り組む。

(2) 宣伝費【屋久島の魅力を伝え旅行を促すPR映像の作成と活用】

(1)の商品PRと今後の屋久島の旅行商品の造成・紹介、屋久島の魅力を伝えるために必要な動画や写真を作成する。そのPR動画は、旅行商品を販売する旅行会社、屋久島観光を紹介する企業、本町のホームページへの掲載、イベントなどでも利用が可能なものとし、このことにより、屋久島町が進める観光ビジョンやイメージ等をメディアや企業の協力を得て全国的に呼びかけ、屋久島観光の知名度向上に取り組む。そして、住民の意識改革にもつなげる。

- ・映像製作費

5 成果報告

本業務完了時に、次の成果物を提出すること。なお、成果物に瑕疵が確認された場合は、担当者の指示にしたがい必要な処理を受注者負担において行うこと。

- (1) 業務報告（本業務で調査・作成したデータ分析結果等を取りまとめたもの、各業務の実績、効果検証及び分析等に関する報告を含む。）
- (2) 報告書3部及びデータでの納品

6 業務の履行その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって、内容を十分理解し町と連絡を密に取りながら 誠実に履行すること。
- (2) 本業務に関する協議等のため受注者が要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の処理を他に委託しました請け負わせてはならない。ただし、書面により町の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号) その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全に業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密は、承諾を得ることなく第三者に漏らし又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は速かに報告すること。
- (7) 受託者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応すること。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て町に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要に応じて事業終了後も実地検査等に際しては、協力すること。
- (10) 本業務について、この仕様書に記載されない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議のうえ決定する。
- (11) この委託契約に係る業務遂行にあたり生じた損害は、原則として受託者が負担するものとし責任をもって対処すること。
- (12) 成果品の瑕疵が判明した場合は受託者の責任において適切に対処すること。